

代表者
小田 晃士朗 福永 高美 橋口 晶 定森 健次郎 岡崎 源太朗 坂井 誠臣 横地 祐子 藤本 哲智

視察報告書

令和 5年 7月 21 日

会派代表者 殿

呉市議会議員

小田 晃士朗
福永 高美
橋口 晶
定森 健次郎
岡崎 源太朗
坂井 誠臣
横地 祐子
藤本 哲智

次のとおり視察に参加したので報告します。

1. 観察期日

令和 5年 7月 12 日 (水) 、 13 日 (木) 、 14 日 (金)

2. 調査項目

静岡 県 浜松 市 デジタルスマートシティの推進について
森林環境譲与税活用計画について

愛知 県 豊橋 市 バイオマス利活用センターについて

京都 府 京都 市 空き家税について

3. 参加議員

小田 晃士朗、 福永 高美、 橋口 晶、 定森 健次郎、 岡崎 源太朗、
坂井 誠臣、 横地 祐子、 藤本 哲智

4. 随行者

なし

静岡県浜松市

■調査項目

- ①デジタルスマートシティの推進について

・調査対応者

浜松市 デジタルスマートシティ推進部 デジタルスマートシティ推進課

新村 仁 課長補佐

森 真也 グループ長

浜松市議会

須藤 京子 副議長

・調査期日

令和5年7月12日（水）午後2時00分～午後3時00分

海や山

・豊橋市の概要

人口：790, 324人

世帯数：354, 117世帯

（令和5年7月1日現在）

・調査目的

官民連携でデジタルスマートシティを目指す浜松市の取り組みを本市のデジタル化に生かすため

・調査内容

○ 概要

浜松市は、人口減少・少子高齢化が進む中にあって、広大な市域（全国2位）、過大な道路総延長（全国1位）、過疎地を保有した海山湖町と、国土縮図型の政令指定都市であり、様々な課題を抱えている。この中、デジタルファースト宣言を皮切りに、条例や構想を整備し、デジタル化に向けて大きく舵をきった。

○ デジタルを活用したまちづくりの推進

デジタルファースト宣言（令和元年）、デジタル・スマートシティ構想（令和3年）、デジタルを推進したまちづくり推進条例（令和4年）、浜松市DX推進計画（令和5年）を整備し、6名のフェローからアドバイスをもらいながら、「デジタル活用における市民サービスの向上」及び「自治体の生産性の向上」という観点で、「書かない窓口の導入」などの具体的な16個の目標を掲げている。

推進体制として、市長と各部長が構成するデジタル・スマートシティ推進本部を設置し、トップマネージメントを行うとともに、官民連携プラットフォームを設置し、デジタル改革を進めている。

○ デジタル・スマートシティ浜松 各分野の取組

ウェルネス分野、エネルギー分野、モビリティ分野、農業分野ごとに、浜松市データ連携基盤活用モデル事例創出事業として、補助金を作つて取り組み事業者やスポンサー企業などと提携して、新たなサービスやアプリケーションの創出と社会実装を目指す取り組みをおこなった。アイデアレベルから社会実装までを一気通貫で支援している。

令和5年度は、3つの取組を並行して実施しており、今までの個別の採択事例としては、共助型交通の制度案や土木分野等のスマホ通報システムなどが採用されている。

○ デジタル技術相談人材の育成 取組概要

中山間地、地域住民が同じ地域相談者を作り、地域の中で定期的な相談会を開催している。また、育成したデジタル技術相談人材が相談会に新たにサポーターとして参加する循環を作っている。

○ Well-beingに係る指標の整備

国のデジタル田園都市国家構想に対応するため、市においては、「市民QOLの向上」と「都市の最適化」を目指し、デジタルでつながる未来を官民で共創する。令和4年度においては、環境性俯瞰、因子の探し出し、シナリオの可視化までをおこない、民間企業やNPOとともに、地域幸福度（Well-being）指標を向上するワークショップをおこなっている。

○参考資料

「デジタル・スマートシティ浜松の取組」

【質疑応答】

Q、行政のデジタル分野でAIやRPAの取り組みが必要と思うが、どうか。

A、行政手続きの自動化については、各部局で業務量の全体調査を行つてゐる。具体的には、業務フローを再点検し、できるところからデジタル化を進めている。

チャットGTPなども活用できそうなところでは使うことを検討しているが、個人情報などの課題もある。どの分野で使えるかを、庁内のワーキンググループで検討しているところである。

Q、RPAのよい実例があつたら、教えてもらえないか。

A、業務フローを見直す過程で、手作業で行わなくてよいところを順次見直している。マイナンバーカードの紐付けに関する業務もあるので、これらと整合がとれるように進めている。

Q、ドローンの活用は、災害に特化しておこなっているのか。

A、市でもドローンを所有しているが、主に災害対応に使っている。その他、スマート農業の部門でも活用はしているが、この分野は基本的には農業事業者とドローン業者のマッチングを応援することを主にしている。

Q、行政の案内などにチャットボットはおこなっているか。

A、L I N Eなどを活用しておこなっている。

Q、市民アンケートを毎年おこなっているとのことだが、どのような方式でどんな質問をおこなっているのか。

A、広聴広報課が、毎年市民に対する意識調査などを含めアンケートを計画している。いつから開始したかデータを持っていないが、少なくとも何十年というスパンでおこなっている。内容は、各部局に照会をかけて、決めている。

Q、スマートモビリティの自動運転や予約システムなどは、どこの業者を活用しているのか。

A、地元の大手自動車メーカーと共同で研究をおこなっている。広聴広報課が、毎年市民に対する意識調査などを含めアンケートを計画している。

Q、デジタルスマートシティを進めるうえで、フェローが6名いるとのことだが、所属団体などはあるのか。また、雇用のような契約方式を取っているのか。

A、フェローには、所属団体があり、それぞれの立場から市のデジタル化に関して、助言をいただいている。雇用契約をおこなっているわけではなく、市の会議などに出席いただいた場合に、ご助言をいただき、その都度謝礼を支払うといった形態をとっている。

Q、デジタルスマートシティ人材の不足が全国的に課題になっていると思うが、特別な事業などをおこなっているか。

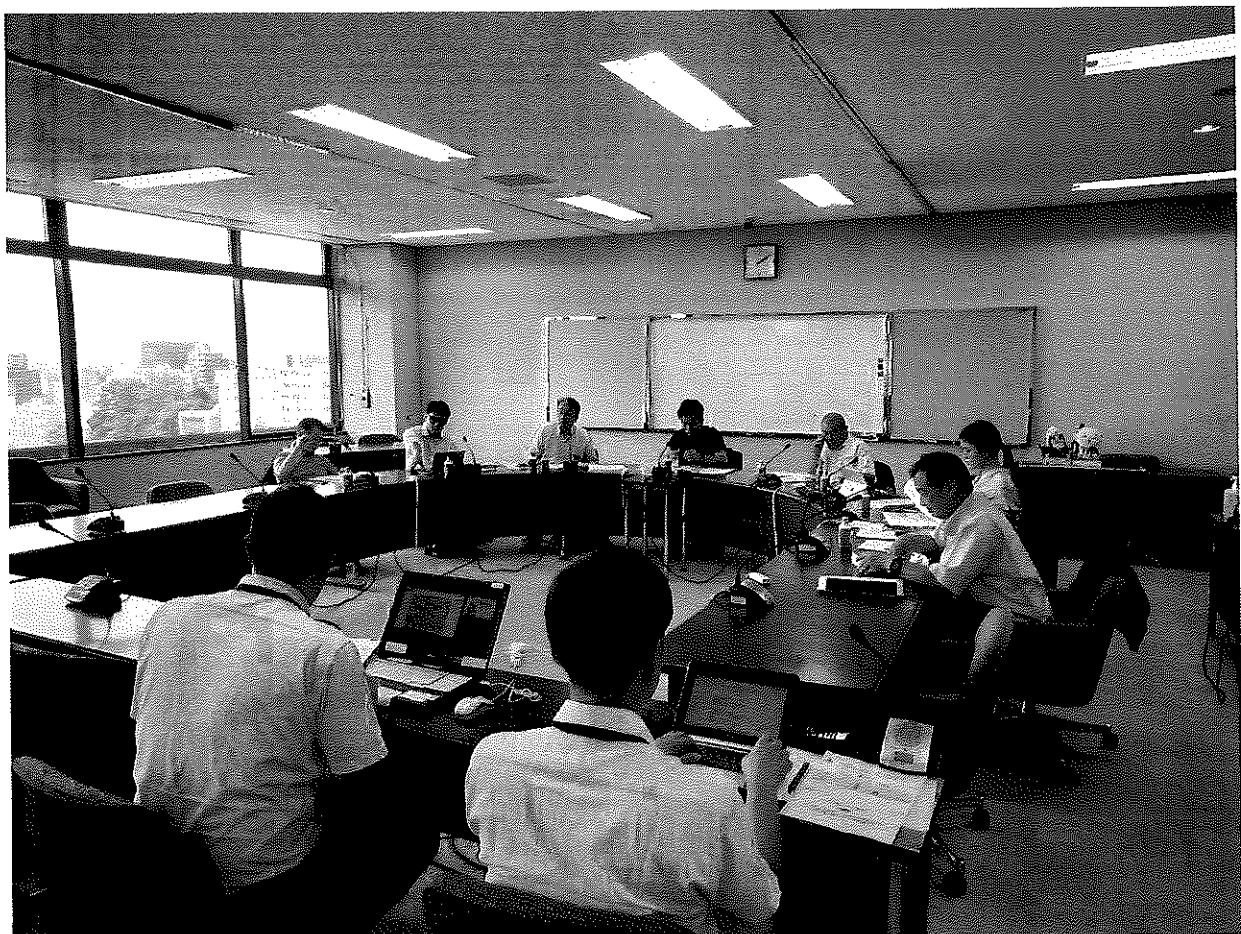
A、人事の階層別研とは別に、推進部として行っているデジタル部門の行政職員の教育をおこい、府内のメンターを育成している。

【呉市の展開の可能性】

呉市においても、スマートシティの実現に向けて、推進会議を行っている。この中、スマートチャレンジくれと称し、呉市の地域課題（＝ニーズ）の解決に向けて、事業者の皆様から先端技術（＝シーズ）の提案を募集しつつ、府内でワーキングをおこなっているが、未だ実証実験や社会実装に向けた動きは鈍い。

浜松市では、条例だけでなく構想や計画を立て、市庁内はもとより、市内外を巻き込み、デジタル化を進めている。呉市も情報収集や庁内だけのワーキングに留まることなく多くの関係機関を巻きこみ進めていくべきだと考える。

現在の呉市は、庁内システムや電子申請の範囲の拡充に注力しているが、本来の意味のスマートシティの目的の一つは、市民の利便性の向上である。先進地で実装されているサービスを参考にしつつ、市の新たなサービス拡充につなげていきたい。



静岡県浜松市

■調査項目

②森林環境譲与税活用計画について

・調査対応者

浜松市 産業部 林業振興課
小林 和重 課長
藤江 俊充 課長補佐
石岡 佳 グループ員

浜松市議会

須藤 京子 副議長

・調査期日

令和5年7月12日（水）午後3時00分～午後4時00分

済む

・豊橋市の概要

人口：790, 324人
世帯数：354, 117世帯
(令和5年7月1日現在)

・調査目的

森林環境譲与税活用計画を進める浜松市の取り組みを本市の森林環境譲与税の利活用事業に生かすため

・調査内容

○ 概要

市町村の合併により、市域の約66%の10万ヘクタールが森林地帯となり、中でも私有林や人工林が多いため、持続可能な森林環境を作るため、どのように対応していくかが必要だった。このため、育てる林業から売れる林業への転換し、天竜材のFSC認証を取得することにより、木材のブランド化を図った

国が創設した森林環境譲与税を原資として、令和5年の時点でこれまで22の事業を行い、効果的な森林整備等を推進している（令和4年実績：約3億2500万円）。

なお、市内に6つの森林組合があり、林業従事者は減少傾向で令和3年度時点で、161名である。

○ 森林環境譲与税活用事業（令和4年度実績及び令和5年度計画）

① 森林経営管理推進事業

森林所有者の意向確認、経営管理権集積計画の作成、同意の取得等を実施

- ② 林道維持補修事業
被災した林道の路肩修繕事業など
- ③ 低コスト林業推進事業
FSC認証林内でおこなう作業道などの開設・修繕
- ④ 森林整備・林業振興事業
主伐された木材に関連する木材搬出などの活動を支援
- ⑤ 森林活用等都市間連携事業
首都圏の大都市等と連携し、ブースを出展するなど、天竜材の販路拡大
- ⑥ 森林環境教育推進事業
森林体験活動の受け入れ団体への運営活動の支援
- ⑦ FSC認証材利用拡大推進事業
天竜材の地産外商の積極的な推進
- ⑧ 天竜材ぬくもり空間創出事業
天竜材の非住宅建築物における木造・木質化支援により、地産地消を推進
- ⑨ 天竜材の家百年住居の事業
天竜材を利用した住宅の建築主を支援
- ⑩ 山地災害予防対策事業
荒廃状態にある森林について山地災害予防等の観点から整備を促進
- ⑪ 天竜材人材育成・担い手確保事業
新規就業者の技術向上や担い手確保・育成活動等に対する助成
- ⑫ スマート林業推進事業
林道情報のデジタル化、通信インフラの整備
- ⑬ 林業成長産業化推進事業
天竜材の開発・生産・流通を目的とした助成
- ⑭ 家康プロジェクト推進事業（大河ドラマ館等設計保守撤去業務）
東京2020大会で使用された天竜材を大河ドラマ館施設に使用
- ⑮ 天竜美林カーボンクレジット創出事業
Jクレジット等の情報収集やクレジット創出のための基礎資料の準備

○ 天竜材の使用実績

FSC認証材である天竜材は、東京2020大会で体操などの競技が実施された有明体操競技場や選手村ビレッジプラザ、静岡県草薙総合運動、浜松中部学園などに使用されている。

○参考資料

- 「令和2年度 森林環境譲与税活用方針及び利活用計画」
- 「浜松市における森林環境譲与税の令和4年度実績及び令和5年度計画」
- 「森林組合林業作業員数推移」
- 「浜松市森林・林業未来構想会議設置要領」
- 「みんなの天竜の森入門」

「天竜の山はF S C認証財の安定供給地。」
「こんなところに天竜材」

【質疑応答】

Q、森林保全と災害対策の関係は。

A、森林保全と災害発生の関連性は、データとして必ずしも一致するわけではない。
確かに森林保全をしたからといって土砂崩れがなくなるわけではないが、森林を整備することによって大規模な災害や予兆に気づく場合もあるので、整備は必要だと考えている。

Q、鳥獣被害と森林整備をして里山をつくることで、被害は抑える効果はあるのか。

A、感覚的な話ではあるが、1回出てくるとまた出てくるイメージである。里山整備により、鹿、カモシカ、イノシシなどの出現は抑えられていると思う。

里山整備としては、皆伐・植林のサイクルで保全している。その他、鹿柵対策などをおこなっている。

【呉市の展開の可能性】

平成31に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されたことで、呉市においても、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。呉市においても、譲与額が段階的に増加している最中ではあるが、現在でも年間2千万円程度の規模の森林環境譲与税の予算枠がある。

この中、呉市の森林環境譲与税の活用法は、小規模の意向調査や森林整備などに留まっており、令和2年度末時点で約6.8%が森林環境譲与税基金として積み立てられている（譲与税額は3,188万円で、執行額は1,018万円）。浜松市においては、基金の積み立てを最小限にしながら、意向調査や森林整備だけでなく、防災目的も含む森林・林道の整備、天竜材のブランディングなど、様々な用途の事業を展開している。呉市においても、防災目的の森林・林道整備などの森林経営管理法の目的の一つである災害防止等を図るための森林整備等に対しても力を入れていく必要がある。

愛知県豊橋市

■調査項目

豊橋市バイオマス資源利活用施設・運営事業

・調査対応者

豊橋市 上下水道局 下水道施設課（中島処理場）

　　服部 憲治 課長補佐兼中島処理場長

　　大井 純博 専門員

豊橋市議会事務局 議事課

　　井本 葉月 課員

・調査期日

令和5年7月13日（木）午後1時30分～午後3時00分

・豊橋市の概要

人口：369, 304人

世帯数：164, 602世帯

（令和5年7月1日現在）

・調査目的

呉市次期ごみ処理施設整備基本計画において、「令和3年12月に、ごみ処理の安全・安心・安定性や防災性能等の視点のみならず、令和32（2050）年の脱炭素社会実現を推進する観点からも、平成14年度に供用開始したクリーンセンターくれ（以下「現ごみ処理施設」という。）に代わる新たなごみ処理施設（以下「次期ごみ処理施設」という。）の整備を進めていく方針を定め、令和4年3月に策定した「呉市一般廃棄物処理基本計画」の基本方針でも、今後も施設の統廃合を進め、「環境負荷が少なく、ローコストで従来型に比べ高効率な設備を備えた、災害時にも安定的に稼働できるごみ処理施設の整備」に取り組むこととしています。」とあり、

①安全・安心・安定的な施設

ごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応ができるとともに、施設の事故防止対策及び事故発生時の対策を図り、適切な安全管理・維持管理の下、安定的なごみ処理をおこなうことができる施設とします。また、近年全国的に頻発している施設火災への対策が講じられた施設とします。

②環境に配慮した施設

ダイオキシン類等の有害物質の発生防止及び排出抑制を実施し、周辺環境に与える負荷を低減するとともに、敷地周辺の緑化等をおこなうなど、周辺環境との調和を図った施設とします。また、ごみ処理に関連した環境学習が行える施設とします。

③エネルギーを有効利用できる施設

焼却等の処理により発生した熱を利用して発電等を行い、施設内及び周辺公共施設で使用し、余剰電力は売電等をすることで、エネルギーの有効利用及び二酸化炭素排出量の削減に貢献できる施設とします。

④災害に強い施設

耐震性及び防災機能を確保し、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することができる施設とします。また、災害発生時には、周辺自治体との相互協力に対応できる施設を目指す。

⑤経済的・効率的な施設

設備の合理化、省エネ化及び長寿命化を図り、建設費及び運営・維持管理費を抑制することができる施設とします。

以上の施設整備基本方針に照らし合わせ、バイオマス発電処理施設としての可能性について調査をおこなった。

・調査内容

○ 概要

下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみを中島処理場に集約し、メタン発酵により再生可能エネルギーであるバイオガスを生成。バイオガスは、ガス発電のエネルギーとして利活用し、また、メタン発酵後に残った汚泥は、石炭代替の炭化燃料に加工してエネルギーとして利用。

○ 背景

豊橋市では、①「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」の実現（第5次豊橋市総合計画）、②未利用エネルギーの有効活用（豊橋市上下水道ビジョン）、③下水汚泥の有効活用、安定的な処理処分（下水汚泥有効利用検討会）などに基づき、“持続可能な未利用バイオマスのエネルギー利活用方式”を模索していた。

これは、従来の乾燥汚泥による緑農地還元での安定処分の見通しがつかなくなる可能性や下水汚泥処理設備、市環境部し尿処理施設の老朽化など設備の更新対応も早急な課題となっていた。

このような状況の中で、民間事業者から複合バイオマス事業の提案を受け、国土交通省の「先導的官民連携支援事業」により導入可能性を含めて調査をおこなうこととし、対象とするバイオマスの種類について検討した結果、下水汚泥に加え、し尿・浄化槽汚泥や食品残渣等の廃棄物を混合した場合、下水汚泥単独でおこなう場合と比較して、高い費用対効果を得られることが確認できた。

この結果を踏まえ、複合バイオマスの利活用を前提とした事業をおこなうことを決めた。

○ 設置による効果

- ・ 100%エネルギー化
- ・ CO₂削減で地球温暖化防止対策
- ・ 汚泥・生ごみの処理費削減

○ 参考資料

- ・豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
- ・豊橋市バイオマス利活用センターリーフレット

【質疑応答】

Q、未利用地利活用事業の太陽光設備の有効性について

A、未利用地が有効活用され、土地の賃貸料収入を得ている。事業者は売電に関して、FIT制度を利用しており、32円／kWh（税別）で売電し、売電収益は全て事業者の利益となっている。

Q、ガス生成に生ごみが必要だが、回収・分別はどのように行っているか。

A、生ごみに関しては、平成29年度から分別収集を開始。「生ごみ」用の指定ごみ袋に入れて、地域のごみステーションへ持ち出していただくよう案内している。週2回「もやすごみ」（いわゆる可燃ごみ）と同日収集を行っているが、持込施設（処理施設）が異なるため、それぞれ別の収集車で収集している。

Q、生ゴミ収集日は可燃ごみと同日に設定している理由について

A、住民からの要望。また、カラス対策として黄色のネットとコンテナをごみ収集場にそれぞれ配布している。同様の理由で生ごみ用の袋は黄色を採用している。

Q、発電量の定量化に向けて対策はどんなことを行っているか。

A、直径15.5m、高さ17.3m、容量2,000m³のガスホルダに貯蔵し、定量をガス発電設備に供給している。曜日により変動する生ゴミスラリーは、メタン発酵槽への投入量を調整し平準化している。

Q、生ごみの割合について

A、燃やせるごみと合わせて回収しているので正確な数字は不明。

Q、炭化燃料はペレットか。

A、粉末を利用する。

Q、爆発・火災などの事故はあったか。

A、故障有。つまりがあった。

Q、PFIについて

A、契約は総務課、事業全体は水道課、環境部は費用負担とし、一般ごみの区分けは事業者と市民でおこなう。

Q、分別は有料か。

A、指定袋を使用する以外は制限無し。

Q、耐用年数について

A、20年と考えている。

Q、太陽光パネルの発電量低下について

A、市としては土地収入のみ。内訳は事業者管理なので把握していない。

Q、下水道の普及率について

A、普及率は79%。区画整理事業とタイアップしながら徐々に上がっている。

Q、燃やすごみ、燃えるごみの表現について

A、特に意味はない。

Q、現状と今後の課題について

A、現在は順調な稼働状況であるが、安定した事業運営を継続して進めていくためには市民の皆様による「生ごみ分別」への協力が不可欠であり、「生ごみ分別」に対する周知や「分別精度の向上」に向けたPRと施設の安全・安心な運転に努めていくことが重要であると考えている。

【呉市での展開の可能性】

調査目的にも示したように、現在のクリーンセンターが稼働から20年以上が経過していることを踏まえ、次期処理施設の在り方の参考例として豊橋市のバイオマス利活用センターでの視察をおこなった。

豊橋市では施設をPFI手法により整備しており、市としては土地収入による財政効果が高く、この点においてはFIT制度を利用することにより、PFI事業者が事業として成り立つ場合を想定したケースであると思うので、制度の時代背景も含めて呉市での同様の展開について今は厳しいと感じた。

しかし、生ごみ処理における資源の有効活用については、次期処理施設への導入も含めて検討の余地があると考えている。

今後、売電による収入(FIT制度※現在はFIP制度※に代わる新しい電力買い取り制度が策定されることが前提ではあるが。)、脱炭素社会の達成、生ごみ処理による市民意識の改革など、呉市として次期処理施設検討を進める上で非常に参考になる施設であったことを報告します。



京都府京都市

■調査項目

空き家税について

・調査対応者

京都市 行財政局 税務部税制課

川戸 哲郎 税制企画・宿泊税担当課長

大田 衛 担当係長

京都市議会事務局 総務課

坂本 梓未 課員

・調査期日

令和5年7月14日（金）午前10時00分～午前11時30分

・京都市の概要

人口：1,444,645人

世帯数：744,716世帯

（令和5年7月1日現在）

・調査目的

令和8年度に全国で初めて導入される予定の「空き家税」を学び、本市の空き家対策に生かすため

・調査内容

○ 非居住住宅利活用促進税の制度概要・導入に向けた取組について

① なぜ新税を導入するのか（導入の経緯）

「背景」

・ 京都市では若年・子育て世代の流出が課題となっており、京都市周辺の自治体への30歳代の転出が多く、転出超過となっている。その原因の1つとして、京都市内の住宅を購入しようとしても、周辺市より平均価格が30万円程高いことから購入に至らないためである。

・ 空き家対策をしており、空き家数・空き家率は減少しているが、今後の人口減少や少子高齢化による空き家問題の深刻化を予測している。

「戦略」

・ 非居住住宅利活用促進税のターゲットとしては活用意向があり、市場性のある住宅で、管理不全家屋の多くは対象外。

「経緯」

・ 令和2年の市長の公約が「セカンドハウス所有者等への適正な負担のあり方」で、有識者会議ののち、パブリック・コメントを実施。条例を提案、可決し、総務大臣の同意も得た。

② 誰が新税の対象となるのか（課税対象者）

- 市街化区域内にある非居住住宅の所有者（=固定資産税の納税義務者）
- 非居住住宅とは「生活の本拠を置いている人がいない住宅」必ずしも住民票所在地とは限らない。固定資産税評価額20万円未満の家屋は課税対象外。課税免除・減免等もある。

③ どの程度の負担になるか（税額等）

- 固定資産税額の半額程度となるように設定（立地の良い都心部に所在する担税力の大きなものなどは、最大3倍程度になる事例も）
- 1と2を合計して算出
1 家屋価値割
固定資産評価額×税率0.7%
2 立地床面積割
敷地の土地の係る1m²当たり評価額×家屋床面積×税率

④ 今後の取り組み

非居住住宅利活用促進税の課税開始時期は、令和8年（2026年）以降の予定。

○参考資料

「非居住住宅利活用促進税の制度概要・導入に向けた取組について」

「非居住住宅利活用促進税の概要」

「非居住住宅利活用促進税に関する質問事項への回答について」

【質疑応答】

Q、12.9%の空き家の内訳は。

A、空き家10万6千戸うち、その他空き家4万5千戸になる。

Q、非居住住宅利活用促進税の課税対象外20万円未満の割合は。

A、100万円未満は全体の3割で約8千戸、そのうち20万円未満は6千戸になる。

Q、管理不全等の空き家対応は。

A、「総合的な空き家対策」を実施し、管理不全にならないよう予防政策や空き家相談員（地域の不動産屋さん）に空き家の利活用相談制度、地域の方々に課題認識を持ってもらえるよう専門家を派遣して講座を開いたりしている。

今後は、中古住宅のPR動画を作成したり、若い方にむけにその地域での暮らしのメリットのPRをおこなったりする予定である。

Q、非居住住宅利活用促進税の導入することにより、地価変動に対する知見は（高くなったら若い方が結局住めないので）。

A、非居住住宅利活用促進税を導入することで住宅の選択肢を増やす、新しい住宅をつくり出す環境整備、高さ規制の緩和などで居住戸数を増やすことが目的である。促進税を導入することで、地価にも一定の変動はあるかと思うが、まずは住宅の供給を増やすことが最優先だと考えている。

Q、徴税コスト年2億円の内容は。

A、徴税コスト年2億円のうち、大部分は現地調査の民間委託分である。

Q、京都市の外国人の物件所有が増えていると思うが、外国人の税の徴収問題が出てきた時の対応は。

A、現在の外国人の所有物件も固定資産がかかっており、所有しながら外国に住む場合は納税管理人を立てる必要があり、それと同様に徴収する予定。滞納した場合は差し押さえする場合もある。

Q、京都市の空き家の偏在は。

A、街中に空き家が意外に多く、京都市の特徴として「職住隣接」（=仕事場と家が近い事）で古い市街地にも空き家が多い。

Q、各地域の空き家についての取り組みは。

A、空き家の存在場所の調査とともに地図を作ったり、冊子をつくり配布したりしている。

Q、検討委員会のメンバーはどんな人がいるのか。

A、大学の先生（税法・財務）、税理士、街づくりに関わる人、金融機関の顧問、新聞社、地域公務員、不動産鑑定士などである。

Q、パブリック・コメントの返答数とやり方は。

A、検討委員会が実施し、164名から318件回答があった。京都市内の方が主でチラシを市役所窓口に設置し、インターネットでの呼びかけもおこなった。なお、2割の方が京都市外の方である。

【呉市の展開の可能性】

京都市では空き家問題でも、細かく分類しそれぞれの問題にきちんと線引きして政策を考えている印象である。呉市でも空き家問題が深刻な課題でもあるので細かく分類、調査する事で緩和に近づくと考える。パブリック・コメントの件数を増やすなど市民の皆さんと政策の繋がりを強くするのも重要である。

